

ふれあい福祉コーナー

児童扶養手当などの支援

児童扶養手当

18歳まで(一定の障がいのある場合は20歳未満)の子どもを育てているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給します。

※申請する方や同居している方の所得によって、手当が支給されないことがあります。遺族年金などを受けている方も対象外です。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。なお、現在交付中の証書には、改定前の金額が記載されていますので、ご注意ください。

【手当額の変更】

▼全部支給額：4万1020円
▼一部支給額：9680円～4万1010円

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭または、その子どもを育てている養育者家庭に対し、医療費の一部を助成します。

ひとり親家庭自立支援事業

児童扶養手当の受給者または同様の所得のひとり親家庭の父母の自立を支援します。

教育訓練給付金

就業に必要な資格(医療事務、ホームヘルパー、簿記など)を取得するために、受講費用の2割相当額(上限10万円)を助成します。

高等技能訓練促進費

専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)を取得するため、養成機関で2年以上修業する場合に、生活費の一部として月額7万500円(非課税者は月額10万円)を助成します。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給します。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。
▼1級(重度の障がい)：月額1人につき4万9900円
▼2級(中度の障がい)：月額1人につき3万3230円

※支給期間、月額は申請した年度により異なることがあります。
▽子育て支援課 ☎209

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給します。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。
▼1級(重度の障がい)：月額1人につき4万9900円
▼2級(中度の障がい)：月額1人につき3万3230円

高等技能訓練促進費

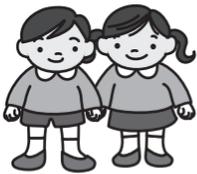
専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)を取得するため、養成機関で2年以上修業する場合に、生活費の一部として月額7万500円(非課税者は月額10万円)を助成します。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給します。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。
▼1級(重度の障がい)：月額1人につき4万9900円
▼2級(中度の障がい)：月額1人につき3万3230円



恋愛感情を悪用したデート商法

甘い誘いに注意

「婚活サイトやSNSなどで知り合った相手から投資用マンションや高額のアクセサリーなどの購入を勧められ、断れずに購入契約を結んでしまった。その後、男性と連絡が取れなくなり、騙されたことに気付いたの、解約できないだろうか。」

【事例2】ソーシャルネットワークサービス(以下SNS)で知り合った女性にアクセサリーショップに案内された。女性から、似合うと言われ、高額なペンダントをローンで購入した。後日、冷静になってみると高額で払えないことに気付いたのでキャンセルしたい。

「消費者へのアドバイス」

①見知らぬ異性からの優しい言葉は、あなたを誘い出すための口実かもしれません。安易に向かないようにしましょう。
②購入品が本当に必要なものか考えることが大切です。必要なのは

はつきりと断りましょう。被害にあったと気付いたら、最寄りの消費生活センターに相談してください。
▽商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



8月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。

法律相談

法律上の諸問題についての相談
※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約(弁護士が対応)

日 毎週金曜日
午後1時20分～4時
場 市民相談室
定 8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

日 8月13日(水)
午後1時30分～3時30分
場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

日 8月18日(月)
午後1時～4時
場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

日 8月4日(月)
午後1時～4時
場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)

日 8月12日(火)
午後1時～4時
場 駅前出張所内相談室

広聴広報課 ☎373

DV相談

DV被害(配偶者などからの暴力)についての電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日 毎週月・金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
※面談の場合は、要予約
☎996-3955
(DV相談支援室専用電話)

人権・男女共同参画課 ☎811

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

日 毎週水曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場 駅前出張所内相談室
定 5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)

日 8月14日(木)
午後1時～4時
場 市民相談室

人権・男女共同参画課 ☎811

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日 8月6日(水)・20日(水)
午後1時～4時(電話相談可)
場 身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)

社会福祉協議会 ☎995-3636

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

日 8月4日(月)
午後1時～2時30分
場 保健センター
定 2人(事前予約制)

保健センター ☎995-3381

消費生活相談

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日 毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場 消費生活センター
※受け付けは商工観光課

商工観光課 ☎336

内職相談

内職の求人、求職のあっせんについての相談(内職相談員が対応)

日 毎週火曜日
午前10時～正午
午後1時～3時30分
場 市民相談室

商工観光課 ☎336

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日 8月6日(水)・20日(水)
午前10時～正午
午後1時～4時
場 勤労青少年ホームゆまにて
定 5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)

日 毎週月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～4時
場 教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日 毎週月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時
場 家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)

日 8月28日(木)
午前10時～午後1時
場 だいばら児童館(わんぱる)
定 3人(事前予約制)

だいばら児童館 ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)

日 毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～3時
場 中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

日 8月3日(日)
午前9時～午後4時
毎週木曜日
午後5時15分～7時
場 納税課

納税課 ☎330